

年金

10

遺族年金 遺族基礎年金

概要

支給要件	①国民年金の被保険者が死亡したとき ②国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の者で、日本国内に住所がある者が死亡したとき ③老齢基礎年金の受給権者（保険料納付済期間・保険料免除期間および合算対象期間を合算して 25 年以上ある場合に限る）が死亡したとき ④老齢基礎年金の受給資格を満たした人（期間は③に同じ）が死亡したとき
保険料納付要件 ※支給要件①②の場合に必要	■死亡日前日において、死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間・保険料免除期間が合わせて 3 分の 2 以上あること ■特例：死亡日が令和 8 年 3 月 31 日までにある場合、死亡日の属する月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよい。ただし、死亡日に 65 歳未満であること
遺族の範囲	■死亡した人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」 ■年収 850 万円未満または年間所得 655.5 万円未満。おおむね 5 年以内の範囲内も認められる。 ■子のある配偶者： 妻死亡時の夫も、平成 26 年 4 月 1 日以後の死亡より受給可能 ■子： 18 歳に達する年度末までの子、または 1・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子。ただし、婚姻している子は除外される。死亡当時胎児だった子も、出生以後、対象となる。子に生計同一の父または母があるときは子への遺族基礎年金は支給停止される。
年金額 (R7年度)	子のある配偶者 831,700 (829,300) 円 + 子の加算額 ※()は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの額 ※子の加算額は、1 人目・2 人目は各 239,300 円、3 人目以降は 1 人につき 79,800 円を加算した額 子 831,700 円に、子が 2 人以上のときは、2 人目は 239,300 円、3 人目以降は 1 人につき 79,800 円を加え、合計額を子の人数で割った額